

(医療)

契約書・重要事項説明書

訪問看護 介護予防訪問看護

みつばち訪問看護ステーション京田辺

訪問看護契約書

様（以下「利用者」と略します。）と合同会社ずっと（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

第1条 （契約の目的）

事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

- 1 訪問看護
- 2 介護予防訪問看護

第2条 （契約期間）

1. この契約の期間は、以下のとおりとします。

年 月 日 ～ 年 月 日

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護又は要支援状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護又は要支援認定有効期間満了日までとします。

2. 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

第3条 （個別サービス計画の作成及び変更）

1. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。
2. 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

第4条 （提供するサービスの内容及びその変更）

1. 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「重要事項説明書」のとおりです。
2. 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
3. 事業者は、利用者が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
4. 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

第5条 （利用料等の支払い）

1. 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「重要事項説明書」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います
2. 利用料の請求や支払方法は、「重要事項説明書」のとおりです。
3. 利用者が、「重要事項説明書」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

第6条 （利用料の変更）

事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第7条 （利用料の滞納）

1. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、14日以内の支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。
2. 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

3. 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

第8条（利用者の解約権）

1. 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。
2. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
 - (1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合
 - (2) 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
 - (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

第9条（事業者の解約権）

1. 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により14日間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
 - (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
 - (2) 利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
2. 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

第10条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (3) 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (4) 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- (5) 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

- (6) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- (7) 利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けることとなった場合
- (8) 利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- (9) 利用者が死亡した場合

第 11 条 （損害賠償）

1. 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。
2. 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
3. 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

第 12 条 （守秘義務）

1. 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
2. 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
3. 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員又は地域包括支援センター及び居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
4. 第 1 項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとしします。

第 13 条 （苦情処理）

1. 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2. 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
3. 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第 14 条 （サービス内容等の記録の作成及び保存）

1. 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から 5 年間保存します。
2. 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
3. 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第 1 項の記録の写しを交付することができるものとします。

第 15 条 （契約外条項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

訪問看護、介護予防訪問看護 重要事項説明書

< 2026 年 8 月 1 日現在 >

1 事業者（法人）の概要

法人名	合同会社 ずっと
代表者	代表社員 内藤 阿紀子
所在地・連絡先	(所在地) 京都府京田辺市新西沢12番地3 ブルグ藪内3号館 203号 (電話) 0774-46-8062 (FAX) 0774-46-8063

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	みつばち訪問看護ステーション京田辺
所在地・連絡先	(所在地) 京都府京田辺市新西沢12番地3 ブルグ藪内3号館 203号 (電話) 0774-46-8062 (FAX) 0774-46-8063
事業所番号	2663290167
管理者	内藤 阿紀子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			管理業務、看護業務
看護職員(看護師)	2			2		看護業務
作業療法士	1			1		リハビリ業務
事務職員等	1			1		書類、算定業務

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京田辺市、城陽市、木津川市、精華町、井手町、
------------	------------------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日から金曜日まで ※ 1月1日～1月3日を除く
営業時間	9：00～17：30
サービス提供時間	9：00～17：00

3 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要介護・要支援にある利用者が可能な限り、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護・介護予防訪問看護のサービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他の関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。

(3) その他

常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため、外部における研修受講を含め、従業員研修を年6回以上行っています。

4 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 (具体的な訪問看護の内容) ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪及び入浴等による清潔保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話

	④ 褥瘡の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導・助言 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置
--	---

■ 訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

- ① **介護保険**で算定・・・介護保険被保険者で要介護・要支援者（但し、末期の悪性腫瘍患者、厚生労働大臣が定める疾病等の患者、急性憎悪による特別訪問看護指示書が交付された場合は医療保険で算定）

※介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

- ② **医療保険**で算定・・・40歳未満の者、40歳以上で要介護・要支援者でない者、上記①の下線の状態に該当する者

※利用料については、別紙に規定

【介護保険を適用する場合】

■訪問看護（地域区分6級地 1単位：10.42円）

R6.6

		単位数	利用料			
サービス提供時間			10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師による 場合	20分未満	314	3,271 円	328 円	655 円	982 円
	20分以上 30分未満	471	4,907 円	491 円	982 円	1,473 円
	30分以上 1時間未満	823	8,575 円	858 円	1,715 円	2,573 円
	1時間以上 1時間30分未満	1,128	11,753 円	1,176 円	2,351円	3,526 円
理学療法士等 による場合	1日に2回 までの場合	294	3,063 円	307円	613 円	919 円
	1日に2回を 超えて行う場合	265	2,761円	277円	553 円	829 円

■介護予防訪問看護

		単位数	利用料			
サービス提供時間			10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師による 場合	20分未満	303	3,157 円	316 円	632 円	948 円
	20分以上 30分未満	451	4,699 円	470 円	940 円	1,410 円
	30分以上 1時間未満	794	8,273 円	828 円	1,655 円	2,482 円
	1 時間以上 1 時 間30分未満	1,090	11,357 円	1,136 円	2,272 円	3,408 円
理学療法士等 による場合	1 日に 2 回 までの場合	284	2,959 円	296 円	592 円	888 円
	1 日に 2 回を 超えて行う場合	142	1,479円	148 円	296 円	444 円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間（午後6時から午後10時）早朝（午前6時から午前8時は上記の額に1回につき25%加算します

※深夜（午後10時から午前6時）は上記の額に1回につき50%加算します

※上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合、次に掲げる基準イまたはロのいずれかに該当するときは1回につき8単位を所定点数から減算します。イ) 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。ロ) 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。

■加算料金（地域区分6級地 1単位：10.42円）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

（要介護度による区分なし）

加算	算定回数等	単位数	利用者負担			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問 加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,646円	265円	530円	794円
	30分以上 1回につき	402	4,188円	419円	838円	1,257円
複数名訪問 加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,094円	210円	419円	629円
	30分以上 1回につき	317	3,303円	331円	661円	991円
長時間訪問 看護加算	1回につき	300	3,126円	313円	626円	938円
緊急時訪問 看護加算(Ⅰ)	1月につき	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
緊急時訪問 看護加算(Ⅱ)	1月につき	574	5,981円	599円	1,197円	1,795円
特別管理 加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算 (Ⅱ)	1月につき	250	2,605円	261円	521円	782円
専門管理加算	1月につき	250	2,605円	261円	521円	782円

ターミナルケア加算	死亡月につき	2500	26,050 円	2,605 円	5,201 円	7,815 円
初回加算（Ⅰ）	1 月につき	350	3,647 円	365 円	730 円	1,095 円
初回加算（Ⅱ）	1 月につき	300	3,126 円	313 円	626 円	938 円
退院時共同指導加算	1 回につき	600	6,252 円	626 円	1,251 円	1,876 円
看護体制強化加算（Ⅰ）	1 月につき	550	5,571 円	574 円	1,147 円	1,720 円
看護体制強化加算（Ⅱ）	1 月につき	200	2,084 円	209 円	417 円	626 円
口腔連携強化加算	1 回につき	50	521 円	53 円	105 円	157 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 回につき	6	62 円	7 円	13 円	19 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 回につき	3	31 円	4 円	7 円	10 円

※複数名訪問加算は、看護師等 1 名での対応が困難な場合に複数名で訪問する場合に算定します。（Ⅰ）は複数の看護師等が同時に訪問した場合（Ⅱ）は看護師等が看護補助者と同時に訪問した場合に算定します。

※長時間訪問看護加算は、1 時間 30 分以上の訪問看護の場合算定します

※緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して 24 時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある旨を説明し同意を得た場合に算定します。

（Ⅰ）は、次に掲げる基準のいずれにも適合する場合です。①利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。①のみの場合は（Ⅱ）となります。

※特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）は、厚生労働大臣が定める特別な管理（気管カニューレ、留置カテーテル、真皮を超える褥瘡、人工肛門など）を必要とする利用者に対して計画的な管理を行う場合に算定します。

※専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門及び人工膀胱ケアに専門的な研修を受けた看護師が、計画的に管理をおこなった場合や、特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理をおこなった場合に算定します。

※ターミナルケア加算は、主治医の指示により、利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内の計 15 日間に 2 日以上訪問し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者と家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定します。

※初回加算は、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して（過去 2 か月間訪問看護を受けていない場合も含む）訪問看護を提供した場合に算定します。

※退院時共同指導加算は、主治医の所属する保険医療機関に入院中または介護老人保健施設に入所中で、退院・退所後に指定訪問看護を受ける利用者またはその家族に対し、退院・退所時に訪問看護ステーションの看護師等（准看護師は除く）と入院・入所施設の職員（医師・看護師、医師または看護師の指示を受けた准看護師）が、在宅療養での指導を入院・入所施設にて共同で行い、その内容を文書で提供した場合に算定します。

※看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者へ対応する体制を整備し、強化した場合に算定します。算定日が属する月以前の期間において事業所が満たす算定要件により（Ⅰ）（Ⅱ）を算定します。

※口腔連携強化加算は、歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供をした場合に算定します。

※サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して指定訪問看護を行なった場合に算定します。

■その他の費用

①交通費	通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費を請求いたします。 ・ 1 回の訪問看護サービスにつき…300 円
②キャンセル料	利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。 1. 利用日の前日までに連絡があった場合…無料 2. 利用日の訪問までに連絡があった場合 …該当サービス当りの料金の 50% 3. 利用日の訪問までに連絡がなかった場合 …該当サービス当りの料金の 100%
③サービスの実施に必要な設備や物品の提供費用	居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用や、おむつ、手袋等の介護補助用品の実費相当分は利用者様の負担となります。
④死後の処置	12000 円

■利用者負担額及びその他の費用の請求及びお支払方法

利用月ごとの合計金額による請求書を、翌月１５日頃に利用者あてにお届けします。請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。お支払いの確認後、領収証をお渡しします。再発行はできませんので必ず保管して下さい。

- | | |
|---|---------------|
| ① | 事業者指定口座への振り込み |
| ② | 現金支払い |
| ③ | 口座振替 |

※ 利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由なく支払い期日から２ヶ月以上遅延し更に支払いの督促から１４日以内に支払いがない場合はサービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります

５ サービス内容に関する苦情等相談窓口

(１) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 内藤 阿紀子 受付時間 月曜日～金曜日 1/1～1/3除く 9:00～17:00 連絡先 電話 0774-46-8062 FAX 0774-46-8063 面接（当事業所 相談室）
京田辺市健康福祉部介護保険課	受付時間：月曜日～金曜日 祝日・年末年始除く 8:30～正午 13:00～17:15 電話番号：0774-63-1122 FAX:0774-63-5777
城陽市高齢介護課介護保険係	受付時間：月曜日～金曜日 祝日・年末年始除く 8:30～17:15 電話番号：0774-56-4043 FAX:0774-56-3999
木津川市健康福祉部高齢介護課	受付時間：月曜日～金曜日 祝日・年末年始除く 9:00～16:30 電話番号：0774-75-1213 FAX:0774-72-0553
精華町高齢福祉課高齢介護係	受付時間：月曜日～金曜日 祝日・年末年始除く 8:30～正午 13:00～17:15 電話番号：0774-95-1932 FAX:0774-95-3974
井手町福祉課	受付時間：月曜日～金曜日祝日・年末年始除く 9:00～17:00 電話番号：0774-82-6165

京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 祝日・年末年始除く 8:30～正午 13:00～17:15 電話番号：075-354-9090
----------------	--

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ① 苦情があった場合は、ただちに担当者が相手方に電話等により連絡を取り、又は直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに、関係する職員に事情を確認する。
- ② 担当者が、必要であると判断した場合は、関係職員全員で検討会議を行う。
- ③ 検討の結果、迅速に具体的な対応をする（利用者に謝罪に行くなど）。
- ④ 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院（診療所）名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

7 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に報告を行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	公益財団法人 日本訪問看護財団「あんしん総合保険制度」
保障の概要	事業者の業務の遂行に伴い、利用者やその家族等にケガをさせたり、財物を損壊させてしまった場合の対人対物事故、業務を遂行する上で、利用者に対する不当な身体の拘束による自由の侵害・名誉き損ならびに口頭、文書、図画等の表示行為による名誉き損・プライバシーの侵害が発生した場合、それによって事業者もしくは役職員が被る人格侵害事故

8 個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業者は、健康保険証と一体化したマイナンバーカードを通して、利用者及び代理人の同意に基づき、オンライン資格確認を行います。

※ 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※ 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

9 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

10 サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無し
-------	----

別紙「医療保険適用時の料金表」

※これらの費用は、各種健康保険の給付の対象となるため、利用者負担は1～3割となり、公費負担医療制度が利用できます。

訪問看護基本療養費Ⅰ		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで（看護師・理学療法士）	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降(看護師)	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降(理学療法士)	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週3日まで（准看護師）	1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
週4日目以降(准看護師)	1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門研修を受けた看護師（※）の場合		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅱ		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者への複数訪問 (2人目まで)	看護師の場合 (週3日目まで)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師の場合 (週4日目以降)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師の場合 (週3日目まで)	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	准看護師の場合 (週4日目以降)	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	理学療法士等の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一建物居住者への複数訪問 (3人目以上9人以下)	看護師の場合	2,780円	278円	556円	834円
	看護師の場合 (週4日目以降)	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師の場合 (週3日目まで)	2,530円	253円	506円	759円
	准看護師の場合 (週4日目以降)	3,030円	303円	606円	909円
	理学療法士等の場合 (週3日目まで)	2,780円	278円	556円	834円
専門研修を受けた看護師（※）との同行訪問	1月につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅲ					
		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

基本療養費に追加される加算						
			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回／同一建物内2人まで		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回／同一建物内3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回／同一建物内2人まで		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回／同一建物内3人以上		7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算（6歳未満）	厚生労働大臣が定める者		1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の場合		1,400円	140円	280円	420円
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算（6～8時／18～22時）			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22時～6時）			4,200円	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物 2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	准看護師と同行	同一建物 2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物 3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	その他職員と同行	同一建物 2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物 3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】1日1回	同一建物 2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物 3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】1日2回	同一建物 2人以下	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物 3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】1日3回	同一建物 2人以下	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物 3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円

訪問看護管理療養費					
		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合 1月につき	13,760円	1,376円	2,752円	4,128円
機能強化型訪問看護管理療養費2	月の初日の訪問の場合 1月につき	10,460円	1,046円	2,092円	3,138円
機能強化型訪問看護管理療養費3	月の初日の訪問の場合 1月につき	9,030円	903円	1,806円	2,709円
機能強化型訪問看護管理療養費4	月の初日の訪問の場合 1月につき	9,030円	903円	1,806円	2,709円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合 1月につき	7,710円	771円	1,542円	2,313円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合 訪問1日につき	3,010円	301円	602円	903円

※訪問看護管理療養費1は単一建物居住利用者が20人未満の場合に算定

訪問看護管理療養費に追加される加算					
		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

※24 時間対応体制加算は、利用者の同意を得て、利用者やその家族からの相談や要請に対して、24 時間 365 日いつでも対応できる体制を整えている場合に算定します。この加算を算定し緊急訪問を行った場合には、緊急時訪問の所要時間に応じた所定金額を算定します。

※退院支援指導加算は、退院日当日に看護師（准看護師を除く）が自宅等で療養上の指導を行った場合、15 歳未満の超重症児や特別管理加算対象者などに該当し、1 回または複数回の合計指導時間が 90 分を超える長時間の訪問を要する利用者に対し指導を行った場合に初日の指定訪問看護の実施日に 1 回に限り所定額に加算します。

※専門管理加算は、高度な医療管理を必要とする利用者に対し、専門研修や特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に算定します。

※訪問看護医療 DX 情報活用加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

その他の療養費	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費	1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

※訪問看護ターミナルケア療養費は、在宅または特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）に対して、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者やその家族に説明した上でターミナルケアを実施し、死亡日及び死亡日前 14 日以内の計 15 日間に 2 回以上、訪問看護基本療養費または精神科訪問看護基本療養費を算定している場合に算定します。訪問看護ターミナルケア療養費 1 は、在宅で死亡した利用者または、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者のうち看取り介護加算等を算定していない利用者に対してターミナルケアを行った場合に算定、訪問看護ターミナルケア療養費 2 は、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者で、看取り介護加算等を算定している利用者に対してターミナルケアを行った場合に算定します。

ベースアップ評価料（月に1回ご請求）				
	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
ベースアップ評価料（Ⅰ）	1,050円	105円	210円	315円
ベースアップ評価料（Ⅱ）なし （スコア15点未満／算定しない）	0円	0円	0円	0円

※訪問看護ベースアップ評価料について、当ステーションでは、勤務する看護職員等の処遇改善（賃上げ・ベースアップ）および人材確保を図り、質の高い訪問看護サービスを安定的に提供するため、医療保険の規定に基づき「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」を算定いたします。

【精神科訪問看護】

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイの場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	精神科在宅患者支援管理料2のロの場合	5,800円	580円	1,160円	1,740円

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ					
		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師、作業療法士等による訪問	週3日まで／1回30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週3日まで／1回30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日以上／1回30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4日以上／1回30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
准看護師による訪問	週3日まで／1回30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週3日まで／1回30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	週4日以上／1回30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	週4日以上／1回30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ						
			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物への複数訪問 (2人目まで)	看護師や作業療法士の場合	30分以上 (週3日目まで)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満 (週3日目まで)	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上 (週4日目以降)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満 (週4日目以降)	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	准看護師の場合	30分以上 (週3日目まで)	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		30分未満 (週3日目まで)	3,870円	387円	774円	1,161円
		30分以上 (週4日目以降)	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		30分未満 (週4日目以降)	4,720円	472円	944円	1,416円
同一建物への複数訪問 (3人目以上)	看護師や作業療法士の場合	30分以上 (週3日目まで)	2,780円	278円	556円	834円
		30分未満 (週3日目まで)	2,130円	213円	426円	639円
		30分以上 (週4日目以降)	3,280円	328円	656円	984円
		30分未満 (週4日目以降)	2,550円	255円	510円	765円
	准看護師の場合	30分以上 (週3日目まで)	2,530円	253円	506円	759円
		30分未満 (週3日目まで)	1,940円	194円	388円	582円
		30分以上 (週4日目以降)	3,030円	303円	606円	909円
		30分未満 (週4日目以降)	2,360円	236円	472円	708円

※精神科訪問看護基本療養費Ⅲは、有料老人ホームやグループホームなどの同一建物に複数の利用者が居住している場合において、訪問看護サービスを提供した際に算定します

精神科訪問看護基本療養費Ⅳ				
	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
入院時の外泊時の訪問	8,500円	850円	1,700円	2,550円

精神科訪問看護基本療養費に追加される加算							
			利用料				
			10割	1割負担	2割負担	3割負担	
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円	
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円	
長時間精神科訪問看護加算	1回につき		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
夜間早朝訪問看護加算（6～8時／18～22時）			2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算（22時～6時）			4,200円	420円	840円	1,260円	
精神科複数回 訪問加算	1日2回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円	
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円	
	1日3回 以上	同一建物2人以下	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
		同一建物3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円	
複数名精神科 訪問看護加算	看護師、 保健師、 作業療法 士の場合	1日1回	同一建物2 人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物3 人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日2回	同一建物2 人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			同一建物3 人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		1日3回 以上	同一建物2 人以下	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
			同一建物3 人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
	准看護師 の場合	1日1回	同一建物2 人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
			同一建物3 人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
		1日2回	同一建物2 人以下	7,600円	760円	1,520円	2,280円
			同一建物3 人以上	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		1日3回 以上	同一建物2 人以下	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
			同一建物3 人以上	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
	看護補助者、精神 保健福祉士の場合		同一建物2 人以下	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物3 人以上	2,700円	270円	540円	810円

